

接続約款変更届出書

令和3年2月26日

総務大臣 殿

郵便番号 〒108-0075
住所 東京都港区港南二丁目16番1号
氏名 UQコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 竹澤 浩

登録年月日 平成20年7月1日
登録番号 第335号
法人番号 2010401075423
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>(特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 3 条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、KDD I 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。</p> <p>2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定 BWA 事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第 2 種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。</p>	<p>(特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 3 条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、KDD I 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。</p> <p>2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定 BWA 事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第 2 種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。</p>

※準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照は別添のとおり。

準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照

新	旧																																								
<p>第15章 雑則</p> <p>(略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第96条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(a u I Cカードの貸与に係る請求)に規定するa u I Cカードの貸与に係る請求に関する情報、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金について第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更した後の料金並びに料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金の予測原価、<u>予測正味固定資産価額</u>及び予測需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。)に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)、及び第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>料金表 第1表 接続料金 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 L T E直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 20%;">適用対象期間</th> <th style="width: 10%;">単</th> <th style="width: 10%;">位</th> <th style="width: 10%;">料</th> <th style="width: 10%;">金</th> <th style="width: 10%;">額</th> <th style="width: 10%;">備</th> <th style="width: 10%;">考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	適用対象期間	単	位	料	金	額	備	考											<p>第15章 雑則</p> <p>(略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第96条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(a u I Cカードの貸与に係る請求)に規定するa u I Cカードの貸与に係る請求に関する情報、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金について第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更した後の料金並びに料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金の予測原価、<u>予測利潤</u>及び予測需要の具体的な予測値の算定方法、及び第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>料金表 第1表 接続料金 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 L T E直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 20%;">適用対象期間</th> <th style="width: 10%;">単</th> <th style="width: 10%;">位</th> <th style="width: 10%;">料</th> <th style="width: 10%;">金</th> <th style="width: 10%;">額</th> <th style="width: 10%;">備</th> <th style="width: 10%;">考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	適用対象期間	単	位	料	金	額	備	考										
区	分	適用対象期間	単	位	料	金	額	備	考																																
区	分	適用対象期間	単	位	料	金	額	備	考																																

新					旧				
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>268,275円</u>	月額	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>277,905円</u>	月額	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>26,827円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>27,790円</u>	月額	
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>219,830円</u>	月額	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>253,948円</u>	月額	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額	
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>	
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>	

2-1の2 LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>268,275円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>26,827円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>219,830円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額

2-1の2 LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>277,905円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>27,790円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>253,948円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額

新				
	3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>

旧				
	3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>268,275円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>26,827円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>219,830円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>21,983円</u>	月額
	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>184,192円</u>	<u>月額</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>18,419円</u>	<u>月額</u>

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	328,420円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	32,842円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>277,905円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>27,790円</u>	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>253,948円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>25,394円</u>	月額

2-2 直収パケット回線管理機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
----	--------	----	-----	----

2-2 直収パケット回線管理機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
----	--------	----	-----	----

新					旧				
直収パケット回線管理機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	82円	月額	直収パケット回線管理機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	82円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	81円	月額		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	77円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	76円	月額					
(略)					(略)				
<u>附則（令和3年2月26日KDDI移企調第1964号及びOCT技第20-103号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は令和3年3月31日から実施します。</u>									